

1 議 事 日 程（第3日）

（平成26年第2回有田川町議会定例会）

平成26年6月24日

午後9時30分開議

於 議 場

- 日程第1 議案第47号 平成26年度有田川町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第2 議案第48号 有田川町公共用地取得基金条例の制定について
- 日程第3 議案第49号 有田川町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 日程第4 議案第50号 有田川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第51号 有田川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第52号 有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第53号 平成26年度簡単第5号清水簡易水道配水池設置工事の請負契
約について
- 日程第8 議案第54号 有田川町道路線の変更について
- 日程第9 議案第55号 有田川町道路線の変更について
- 日程第10 議案第56号 有田川町道路線の認定について
- 日程第11 議案第57号 有田川町道路線の認定について
- 日程第12 議案第60号 財産の取得について
- 日程第13 議案第61号 財産の取得について
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第15 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件
- 日程第16 特別委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第17 議員派遣の件
- 日程第18 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（15名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 谷 畑 進 | 2番 | 小 林 英 世 |
| 3番 | 辻 岡 俊 明 | 4番 | 林 宣 男 |
| 5番 | 森 本 明 | 6番 | 殿 井 堯 |
| 8番 | 岡 省 吾 | 9番 | 森 谷 信 哉 |
| 10番 | 堀 江 眞智子 | 11番 | 中 山 進 |
| 12番 | 新 家 弘 | 13番 | 湊 正 剛 |
| 14番 | 増 谷 憲 | 15番 | 橋 爪 弘 典 |
| 16番 | 亀 井 次 男 | | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

7番 佐々木 裕 哲

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

3番 辻 岡 俊 明

14番 増 谷 憲

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長	中山 正 隆	副 町 長	山 崎 博 司
清水行政局長	保 田 永一郎	消 防 長	前 田 英 幸
総務政策部長	武 内 宜 夫	住民税務部長	清 水 美 宏
建設環境部長	佐々木 勝	福祉保健部長	辻 勇
産業振興部長	林 孝 茂	総 務 課 長	中 裕 準
企画財政課長	一ツ田 友 也	教 育 委 員 長	早 田 智 代
教 育 長	楠 木 茂	教 育 部 長	三 角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長 中 西 満 雄 書 記 林 美 穂

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（湊 正剛）

おはようございます。

7番、佐々木裕哲君から欠席の届け出がありましたので報告します。

ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、本日の説明員は、町長ほか13人であります。

……………日程第1 議案第47号……………

○議長（湊 正剛）

日程第1、議案第47号、平成26年度有田川町一般会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

補正予算について質疑をさせていただきます。

2つの観点からさせていただきますが、まず最初に歳出の14、15ページにあります情報通信基盤施設費の200万円の追加が1つです。これは光ケーブル線がリスによってかじられて、補修のための予算だと説明を受けてるんですが、実はこの問題があちこちで問題になっていまして、台湾ではリスが大量発生して、かなりの領域に

わたくし切斷されて問題になっているそうですが、いわゆるげっ歯類、リスとかモモンガとか、そういうものが常にかじって切斷する可能性があるということと、もう1つは前にも指摘させていただきましたが、カラスなんかもやっぱり切斷する動物の1つであるとか、それからセミの針みたいなのでつついて切斷することもあるそうです。ですから、今後もこういうげっ歯類、鳥類なども含めて切斷する可能性が出てくると思うんです。そうなったら経費的にもたくさん要ってきますし、もう少しどこをどうしたらいいというのにはなりませんけども、対応策を考える必要があるんじゃないかというのがまず1点目であります。

それからもう1つは、同じく15ページの児童福祉総務費の臨時雇賃金258万8,000円ですが、これは今回、子どもの虐待を防止するための対応策の機関というか、対応できる場を設置するための予算だとお聞きしているんですが、いわゆる児童家庭支援センターと言うんですか、この児童の虐待については、和歌山県は2013年度に県内2カ所の児童相談書と各市町村に寄せられた児童虐待件数を出しているんですが、児童相談所への相談件数は前年度比で75件増の793件、市町村への相談件数は165件増の742件となっています。いずれも5年連続でふえているそうです。そして、身体的虐待が278件、心理的虐待が267件、ネグレクトが233件、性的虐待が15件、そして、さらに主要な虐待者ということで実の母が452件、実の父で266件となっています。

このように、なぜ幼い命を救えなかったり、虐待をどうしたら救えるかということが全国で問題になっていますが、なぜふえていくかということで考えますと、雇用の不安定による貧困化、家庭の孤立化ということが挙げられると思うんです。2009年に公表された全国児童相談所所長会議の調査報告がありますが、それによりますと虐待につながる要因として、33.6%が経済的困難、不安定就労の16.2%を足しますと半数以上が貧困を背景にした虐待と言われています。家庭の貧困は、子育てに不可欠である時間や情報、ゆとりを奪い、そして養育放棄でありますネグレクトがふえているように、子どもの虐待の直接的・間接的な要因となってきています。

また、総合的な対策よりも死亡事故をいかに防ぐかに力を注ぎ過ぎたことなど、今、児童相談所と関係者の連携など、子育ての総合支援が求められてまいります。そして、児童虐待を最初に察知できるのは保健所、病院、保育所、学校、学童保育所や御近所の皆さんだと思います。保健所は障害児や低体重児などの養育支援で、子育ての困難が高い家族に極めて細かな家庭支援を続けることで子どもの発達を促し、虐待を未然に防止する力になっています。そして、保健所と我が町も設置している要保護児童対策地域協議会の協議も大切であります。また、相談や申請がなくても全戸を訪問する、生後4カ月までの乳児の体重測定、相談などを実施している乳児家庭全戸訪問事業、有田川町では平成24年度で170件、平成25年度で157件訪問されて、出会えなかった家庭や乳幼児健診の未受診の家に連絡をとるなど、支援を必要とする家庭を

見逃さない取り組みもやられております。

また、養育支援問題や里親制度などもありますが、こういうことを踏まえながら、第一に児童虐待の防止等に関する法律、和歌山県子どもを虐待から守る条例の第7条に市町村の責務、また子ども虐待防止基本計画や子どもを虐待から守るための提言書などもあり、これらとの関係で町の条例や要綱など整備される必要があると思いますが、できていれば議員に提出していただきたいと思ひますし、もしまだとすれば、今後このような整備をされていかれるのかどうか、まず伺っておきたいのが1つ目、2つ目に、今後の具体的な取り組みの見通しもあわせてお聞きしておきたいと思ひます。以上です。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

補正の200万円の件、何かリスがかじったと聞いております。対策というのは、これは非常に広大な面積の中を張りめぐらしてあるので、具体的にこうしたらいいという対策はなかなか見つからないと思ひますけれども、一回何かいい法がないかこれから検討していきたいと思ひます。

あとのことについては、教育部長のほうから答弁させます。

○議長（湊 正剛）

教育部長、三角治君。

○教育部長（三角 治）

議員の御質疑にお答えさせていただきます。

まずもって、先ほど御指摘のネグレクトの問題であるとか児童の虐待等々につきまして、大変心の痛い問題だというふうに認識しております。本来的には、今おっしゃられたような要保護児童対策地域協議会というもの、要対協と言われるもの、これが我が町には存在いたします。そして、大きな事件、事例等々につきましては、県の児相という児童相談所が対応しているというのが現状でございます。

ただ、私どもといたしましては、もう少し先をとというふうな話で、ワンストップをしたいということを考えております。とにかく家庭問題に対する総合的な機関を設けて、児童虐待やDV、また障害、また引きこもり等々、家庭を取り巻く複雑な多様化するさまざまな相談に専門スタッフ及び私どもが当たりまして、ワンストップで応じるという対策を講じていきたいと考えております。これにつきましては、私ども教育委員会サイドというだけではなくて、福祉部局との連携が大変大事でございます。そういうふうな観点から、縦割りではなくて横の連携をとったシステムを構築することで、この5月1日に家庭支援総合センターというのを立ち上げさせていただきました。私がセンター長を拝命いたしまして、10名のスタッフで対応するという

ことをございます。ただいま予算に上がっております方々も主任相談員という形をお願いするということで、今回補正をさせていただいております。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、福祉部局との連携というのがとても大事な話でございます。というふうな観点から、これは町長直結のシステムといたしまして、我々教育委員会のメンバーは併任、また主任相談員が2人、そして福祉部局から4名という者を兼務させていただきましてシステムづくりをやっていく。本日のこの予算を通していただきまして、実際稼働していきたいというふうに考えております。

ちょっと話は余談なことかもしれませんが、和歌山市においての虐待死亡事故、殺害事故がございました。また、この前には5歳の子どもに1週間1度ぐらいしかおにぎりをあげない、そのおにぎりも本当に衰弱して自分であけられないような状況。パパという小さな声しか出せない、そういう子どもを残して去っていった父親という現状を見ると本当に心が痛みます。私どもの町でそういうことが起こらないように、アンテナを高くしながら、こういうのをつくっていきたいと思っております。本来は来年の4月から稼働する予定でしたが、余りにもこういう事例が多いということから、前倒しでこのたび中途ではございますが制度化させていただきました。

議員御指摘の条例等々につきましては、7月からのこのセンターが動き出します。24時間体制で相談を受け付けるという体制で動きます。そういう中から条例の制定であるとかシステムづくりをやっていって、今年度末には、3月議会にはできるだけその条例等々についてお渡しさせていただきたいと考えております。これにつきましては、私どもアンテナを高くして頑張っていきたいと思えます。ただ、私どもだけではできません。警察を初めさまざまなところ、また議員の先生にも御支援、御協力をいただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（湊 正剛）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

今、教育部長から御答弁いただいた件に、もう一度、事例からこういうことも含めて検討をしていただきたいということでちょっと言いますけども、子どもを虐待から守る提言書には、県下各地の取り組んでいるところのヒアリングをしてまとめている問題があるんです。課題として挙げているものを紹介します。

児童家庭相談にばらつきがあるというのが1点。それから、人事異動や健康福祉部門の連携に差がある。医療機関からの通告が少ない。初めから児童相談所がかかわるケースについては、市町村に引き継ぐことは少ない。また、児童相談所がかかわっている事例で、当該市町村に関係する情報を提供してほしい。子どもを地域に帰すときには、応援ネットワークみたいなものを地域につくることが大切であると。それから、県下3カ所の児童相談所の職員が多忙で十分時間をとって対応できる人員配置が必要だと指摘されています。児童福祉司は虐待の通告があれば、全て48時間以内に児童

の安全を直接確認することとなっています。また、児童心理士は子どもと親の支援にとって大切な人材であります。こういう人材の増員が必要だと指摘されています。こういうことも踏まえて今後の対応をぜひ考えていただきたいのが1つ。

それから、先ほど部長から、職員さんが24時間対応で当たるといっていますが、これは本当に大変な御苦勞の要ることであり、同時に職員さんの身に危険の及ぶ事例もないとは限らないので、そこら辺の対応も含めて検討していただきたいなということですが、以上です。もう答弁は結構ですので、よろしくをお願いします。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決しました。

……………日程第2 議案第48号……………

○議長（湊 正剛）

日程第2、議案第48号、有田川町公共用地取得基金条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第3 議案第49号……………

○議長（湊 正剛）

日程第3、議案第49号、有田川町社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第4 議案第50号……………

○議長（湊 正剛）

日程第4、議案第50号、有田川町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第5 議案第51号……………

○議長（湊 正剛）

日程第5、議案第51号、有田川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第6 議案第52号……………

○議長（湊 正剛）

日程第6、議案第52号、有田川町火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第7 議案第53号……………

○議長（湊 正剛）

日程第7、議案第53号、平成26年度単第5号清水簡易水道配水池設置工事の請負契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

日程第8、議案第54号から日程第11、議案第57号までの議案4件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、日程第8、議案第54号から日程第11、議案第57号までの議案4件を一括議題とします。

日程第8、議案第54号から日程第11、議案第57号までの議案4件は、本定例会第1日目において産業建設住民常任委員会に付託されております。委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、殿井堯君。

○産業建設住民常任委員長（殿井 堯）

委員長報告を行います。

去る6月11日、議会初日、当委員会に付託された議案第54号から議案第57号までの有田川町道路線の変更及び認定に関する議案4件について、産業建設住民常任委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

委員会は、6月13日、委員会室において開催し、建設環境部長及び建設課長から付託案件について各路線の概要の説明を受け、現地において説明を聴取の上、状況の調査を行い、慎重に審査をいたしました。

議案第54号について、本路線の起点終点は変更なく、途中一部を路線変更をしようとするものであります。旧路線は、旧清水町において町道の認定をされた路線であります。一部狭く通行不能な箇所があるので、今回、並行している町施工の農道と作業道を町道として変更認定しようとするもので、県道生石公園線の緊急時の迂回路として重要な道路であり、認定基準に該当し妥当であり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第55号については、今回路線の終点を変更して延長しようとする道路ですが、延長する箇所は平成8年度、農道として整備された道路であります。地域間を結ぶ生活道路としては非常に重要な道路であり、認定基準に該当し妥当であり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第56号については、本路線は宅地造成開発事業に伴い、町に対して寄附された土地であり、幅員5メートル、延長は58メートルであります。宅地分譲予定戸数は8戸で、住民の利便性向上のため、また町道認定の基準に該当しており、町道として認定することが妥当であり、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第57号については、平成8年度、農道として整備された道路であります。地域間を結ぶ生活道路として非常に重要な道路であり、認定基準に該当し、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、よろしく御審議の上、決定くださいますよう、よろしく申し上げます。報告を終わります。

○議長（湊 正剛）

以上、産業建設住民常任委員会から審査の経過及び結果の報告が終わりました。

……………日程第8 議案第54号……………

○議長（湊 正剛）

日程第8、議案第54号、有田川町道路線の変更について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

この写真を入れてくれてよくわかるんやけど、古いとこの道路については、どういう所有権というか、新しいところは町道やと。古いほうは町道やったけど、これはま

だ必要やという場合に、どのような形になってくるんか、そこの点をちょっとお聞きしたい。

(「部長、補足の説明をよろしくお願いします。」と呼ぶ者あり)

○議長(湊 正剛)

建設環境部長、佐々木勝君。

○建設環境部長(佐々木勝)

亀井議員の質疑の件でございますが、ちょっと私、聞き取りにくかったんですが。

(「僕が言うてるんは、今現在、この町道はあると。だけど狭いところもあるんで、新しいほうへ、起点と終点は変わらないんやけど本線に変えますと。それはそれでええんやけど、やっぱり古いものも必要になると思うんで、所有権というものを変えた場合に、古いものはどんなになるんですかという質問です。

特に一般的な町道で、みんなが生活道路として使うてるところであつたらきちっとそれは残っていく。けどこういう林道でっていうような形になってきたら、もう個人のものになってしまうのか。あくまでもこういうのをきちっとして管理もするのか。その点を、まずは名義はどんなになるんかな、個人へ戻すとか、これは戻すことはないわ、あくまでも町道やさかいに、町所有やけど今後の管理とかそういうもんはどんなにしていくんですかと、山の中の道やけね。一般的な町道の、後の議案第55号とか56号ってこれはよくわかる。あくまでも今何してるんは、地図でも載せてくれてようわかるとこになってるんやけど、ここについての今後、新しい認定をすると。そしたら2つ町道ができるわけでしょう。それを今度はこっちへ変えた場合に、古いほうを、今現在、きょう可決されるまでの町道をどのような形で維持していくんですかってそこを問うてる。わからない。わからなかったら一遍休憩して。」と亀井議員、呼ぶ)

○建設環境部長(佐々木勝)

議員御質疑の件は、町道日浦生石線のことでございます。古いほうの認定のほうは、町といたしましては材料支給等の方法でやっていきたいなとそう思っております。あと地元の利用される方々にも御協力をいただきたいと、そんなふうに思っております。

○議長(湊 正剛)

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 9時58分

再開 10時00分

~~~~~

○議長(湊 正剛)

再開します。

建設環境部長、佐々木勝君。

○建設環境部長（佐々木勝）

この古いほうの路線につきましては、里道になりますので地元の皆さんに管理をしていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（湊 正剛）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

必ず部長が委員会で説明してると思う。ただ僕としたら、この里道をきちっと利用しやすいようにしようと思っててんけど、こっちが何するんで、こっちはもう里道に落とすかわりに、もっと整備もしたり、いろいろ地元で取り組んでいただけたらいいということで、捨てることでも何でもないと思うんで。ただ、きょう現在まで、可決するまではこれはあくまでも町道になってるんで、この今現在の町道を新しく認定したらそこが消えるんで、そこをどういうふうにするかという質問をさせてもうた。里道として今後もきちっと地元とともに頑張りますと。町長、それをちょっとわかりやすくもう一遍答弁だけしてください。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

この旧町道は、非常に利用価値があるけども、物すごく狭い。それを直すには、物すごく費用がかかるんで、新しいところを認定していただいて、旧町道については地元の人も幾らか使うと思うんで、旧町道についてはもう里道として地元の利用者の方々に今後管理をしていただくということで残していきたいと思います。

○議長（湊 正剛）

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

町長の説明でよくわかったんですが、ただ、これは今現在町道になってて、議会で、委員会でも認定してもらったり、また本会議で認定可決してこそ新しい何になる。何か話はもう昔の町道みたいな話に感じたんで、今現在まだ町道でしょうと。今度新しい町道に認定、別な線になっても、今現在の町道はどんなにしていくなですかと。これをまた委員会でも説明したと言うのに、委員会で説明したぐらい、本会議で説明できるように議長からもよろしく頼んでおきます。以上、ありがとう。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第9 議案第55号……………

○議長（湊 正剛）

日程第9、議案第55号、有田川町道路線の変更について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第10 議案第56号……………

○議長（湊 正剛）

日程第10、議案第56号、有田川町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第11 議案第57号……………

○議長（湊 正剛）

日程第11、議案第57号、有田川町道路線の認定について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第12 議案第60号……………

○議長（湊 正剛）

日程第12、議案第60号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第60号について質疑をさせていただきます。

今回、災害対応の特殊救急自動車の導入ということなのですが、今回、この車内にはオートパルスということで人口蘇生システムが導入されるということで、大変重要な機材が配備されるわけですが、そうなりますと一刻も早く導入していただいて、特に冬場を迎えるまでに導入していただいて發揮していただくということになるかと思うんですが、配備の時期についてはいつごろになるんでしょうか。めどを示していただきたいと思います。

○議長（湊 正剛）

消防長、前田英幸君。

○消防長（前田英幸）

御質疑にお答えをいたします。

この議会のほうで可決承認をしていただければ本契約になります。今の救急自動車の需要等々を考えますと、納期にあっては大体2月末ぐらいにはなろうかというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第13 議案第61号……………

○議長（湊 正剛）

日程第13、議案第61号、財産の取得についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

この議案は、デジタルの無線整備一式ということで、せんだって、これ3者指名して2者辞退。この2者辞退で1者残ったんで随意契約という報告を受けてるんですが、

この2者辞退の内容を、何で2者辞退したか、この説明をちょっとしてもらえますか。

○議長（湊 正剛）

総務政策部長、武内宜夫君。

○総務政策部長（武内宜夫）

私ども、有田川町消防本部から入札をせよということで、執行課になった課でございますので、その内容等々についてわかる範囲で話をさせていただきたいと思います。

入札を辞退したのは2者でございます、その2者とも理由と申しますのは、1つはもう入札をただ辞退するという方向でございました。もう1つのことについては、書いた言葉をそのまま言いますと、弊社としては対応できないために辞退するということ書いてございました。以上でございます。

○議長（湊 正剛）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

弊社としては対応できないということは、僕、これ1億円以上の何ですね。これを辞退するって、きょうび厳しい世の中に、1億円の物件に対して辞退するということは、よっぽどの理由がない限りあり得やんと思うんです、商法的に言うてね。だから、その辞退のいきさつは有田川町として一応資格審査委員会にかけて、指名してやりますよということで辞退ということなんで、よっぽどの理由がなければ辞退はないと思います。その辞退をある程度把握してもらわんと、町のほうも。だから随意契約で2者辞退したから1者で随意契約をしますよってそういう簡単なことではないと思うんです。

それで僕、調べてみました、一応。今朝ちょっと電話を、おりられた2者に電話を入れまして、どういう事態でこういう、今後こういう指名あったら、そういうあいまいな理由で辞退するんやったら指名もできませんね、違います。だから、どういう何で辞退したか。一番辞退した原因は連動性、わかります。富士通が落札しましたね。だから富士通が落札した連動において、富士通しか扱ってない商社の分が大いにあるんで、私どもが参加させていただいても、要するにこの前の全協で言わせてもらったトヨタの車体へ日産のエンジンを営業かけても乗らない。乗らないものを持ってくる、これ富士通の指示指定された部品、また中へ入れるもんですね、そういう機械関係は富士通が指定した業者でなければ我々は行っても太刀打ちできないという返答をもらいました。これは独禁法に関していかなもんかなという面も出てくると思うんで、ただ随契で3者見積もりして2者辞退、それで随契でやりますよということで、果たして流していいもんか。やっぱり今、総務部の部長が一応答弁されましたけども、その内容はいかなもんであったかということまで把握せんと。それはおまえのどこ辞退したからもう次何するよと言うたら、結局富士通の意図のままになってしまう感覚になるんで、そこらの面も後の町としての処理を徹底せんと、仮に富士通が絵をかい

て、富士通の連動でしかやれんというのやったら、何者指名してもあきませんね。だから、これは同等品という文句を入れて当然ことやと思うんですけども、その点いかがなもんですか。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

ちょっとお答えしたいと思います。

この件は、実は消防署、建つ時期が前倒しになって、できたらもう一括でやったら一番よかったんやけど、おっしゃるとおり、トヨタの車体に日産を乗せろという話になってくると思うんです。そうすれば、また不意に何千万円機械を別につけやなんたら、その対応ができないということでこういう結果になったということで、いつもいつもこういう形態でやるのと違うんで、そういう大きな事情があったということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（湊 正剛）

6番、殿井堯君。

○6番（殿井 堯）

そういう面は大いにあると思います。また、流れによってそうせざるを得ないときがあると思いますんで、そのときは議会のほうへもこういう事情でこうなったんやと。この前の議会は説明してくれたんですけども、今、町長みたいな答弁の内容の説明はなかったと思います。3者指名して2者がおりましたんで、2者が参加せんということだったので、1者にやむを得ず随契したという感覚で、やっぱり物事というのは、ここに本体があって、その本体から流れる物は、その本体の指示した品物が一番いいんです、しやすいんです、今後。だから、そういうときは必ず議会へ辞退というのではなしに、こういう結果で、こういうふうになって、町長が説明したように、ほかの業者ではちょっと難を示すんで、それはもう十二分に議会もわかりますんで、説明してくれれば、ただ抜本的に3者指名して2者辞退したんで随契になりましたっていうことではなしに、またそういう状況にあったら、それを議会のほうへ説明してもらえたら、議会も多分皆、説明してもらったら納得いくと思います。ただこの辞退、おかしいな、こんな1億何ぼの工事で辞退することはあり得んということなんで、そういう説明でしたら議長、それで結構です。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はありませんか。

16番、亀井次男君。

○16番（亀井次男）

同じ質問であります、関連してのことです。本日の説明とこの前の全員協議会の説明のときに、今みたいな町長の何がなかったんやけど、ただ執行部がどうで、

それで議会はどうかという話と違くて、この前の全協で聞けば、本部に機械を入れた。それでは日本で3者しか、NECと沖電気と富士通しかつくってない、製造してない。そのうち今回とった富士通ゼネラルはこの前にとったんで、今の町長の説明であつたら時期が、普通は建築してでき上がったときに本部のデジタルの何と無線のやつも同時にするんやけど、今度は建屋がちょっとずれた形になったんでやむを得んのやと。ただ、この3者で製造販売をしてる、そのうち1者がとったら、後がずっともうそこへ何して、入札指名してでも来もせえへん。これはその点ちょっとおかしいんで、やっぱり県とか全体的に国レベルで地方自治体として今後こういうなんがあると思う。やっぱりこの点については、先ほどの同僚議員でないけど、独禁法の問題とかいろいろあるんで、これはこういうふうにするんがおかしいと、やっぱり県、国を通じてこれを見直すような、ちょっとこのときに言うていただきたい。ただ議会で謝ってもらうとか、そういう問題でもない。ただ、この前みたいに3者しかないのに、それを1者ととったら、あとのもんはそこへ行ってしまいういしょという話でもこれないと思うんで、その点、今後のおかしいという点については、有田川町1町ではなしに、和歌山県の30市町村、また県を通じて全国的な形で、今後こういうものについては是正するように何かの方法を町としても発言する気持ちがあるかないか、その点だけお聞きしたいと思います。

○議長（湊 正剛）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

先ほど申し上げたとおり、こういう結果になったというのは、建屋のほうがかつと予算の関係で前倒しで建てた関係で、富士通が司令室をとったんで、やむなくこういう結果になったということで、今後、亀井議員がおっしゃったとおり、県ともこういうことはこれからあると思うんで、それはきちっと入って話をさせていただきます。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はございませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

同じく議案第61号について質疑をさせていただきます。

今回のデジタル無線設備の件ですが、周波数が今度上がるわけですよ、260に。そうなりますと、電波の到達距離というのが一般的に短くなると言われています。あわせて混信にも弱いということが言われていますが、そういうこともあって生石山中継局を設置するということも書かれておりましたが、生石山中継局を設置する分についての負担割合などはどのようになっているのか。それから、あわせて県下に中継局は幾つぐらい設置される予定になっているのか、この2点について説明をしていただきたいと思います。

○議長（湊 正剛）

消防長、前田英幸君。

○消防長（前田英幸）

御質問にお答えをいたします。

生石中継局との連結でございますけれども、これはマイクロ多重無線ということで結ぶ予定でございます。有線ではないので、災害時においても活用は十分できるというふうに考えてございます。また、生石中継局の局舎の整備については、和歌山県が行っている共同整備の中で行ってございます。現在使われている和歌山県の防災システムの局舎及び鉄塔を使用する予定でございます。

このような中継局にあつては、県全体で既存、新設合わせまして31局でございます。今回の契約の戸別で有田川町が整備する費用については、生石局のその無線の部分にあつては約2,500万円ぐらい、それと和歌山県のほうで生石の中継局ですけれども、その整備にあつては1億200万円ぐらい県が負担で実施する予定でございます。以上でございます。

○議長（湊 正剛）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（湊 正剛）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

……………日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしく申し上げます。

……………日程第15 常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第15、常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中よろしく申し上げます。

……………日程第16 特別委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第16、特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各特別委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました特別委員会の閉会中の継続調査の件名表のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中よろしく申し上げます。

……………日程第17 議員派遣の件……………

○議長（湊 正剛）

日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第128条の規定より、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。よろしくお願ひします。

……………日程第18 議長への委任について……………

○議長（湊 正剛）

日程第18、議長への委任についてお諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湊 正剛）

異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成26年第2回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 10時25分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長 湊 正 剛

3 番 議 員 辻 岡 俊 明

1 4 番 議 員 増 谷 憲